令和３年６月死亡事例に係る検証報告書を踏まえた取組について

１　他自治体から転入したケースの支援の在り方（提言１）

- 家庭児童相談室における市外転居の場合の取扱いについて整理し、業務マニュアルに位置付けた。具体的には転入元の市区町村に確認すべき内容を明確化するとともに、情報が不十分な場合に関係部署間での連携や、転入元の引継ぎが情報提供の場合でも、継続的な関与の必要性、当面の方針等について組織的に決定することを明記した。（子）児童相談所）
- 母子保健担当における市外・市内転居時の取扱いについて、業務マニュアルに明記した。（保）保健所）

今後の取組

- 各区の保護課の係長職に、子ども支援の窓口となる役割を新たに設置した。＜再掲＞（保）総務部）

２　支援方針の組織的な決定と情報共有～家族アセスメントの重要性～（提言２）

- 家庭児童相談室において継続的な関わりを行う世帯について、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を策定することを、改めて全区統一のルールとして整理した。また、複数の機関が関与すべき世帯について、要対協や在宅支援アセスメントシートを活用し、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討することとした。（子）児童相談所）
- 母子保健担当において複合的な課題がある支援世帯に対しては、精神保健福祉相談員との連携だけでなく、心理的側面からのアプローチ強化のため、心理相談員による相談等支援の充実を図った。（保）保健所）
- 各区保護課において、新任職員への職位に応じた研修の中で、児童虐待に関すること、ケースワーカーが子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性について認識を深め、事例研究を通じて業務における課題解決力の向上を図った。（保）総務部）

今後の取組

- 母子保健担当において、関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、多角的な視点からアセスメントを行い、各々の不足を補うよう役割分担を踏まえた重層的な支援を行う。（保）保健所）

３　精神保健相談体制の充実（提言３）

- 各区精神保健福祉相談員に求められる主な専門性を整理し、精神保健福祉に関連する個別の研修を体系化する形で、相談員向けの新たな研修カリキュラムを策定した。＜再掲＞（保）障がい保健福祉部）
- 精神保健福祉センター主催の精神保健福祉相談員研修に家庭児童相談室職員も参加し、精神保健などに関する知識向上を図った。（保）障がい保健福祉部、子）児童相談所）

今後の取組

- 妊娠期からの切れ目のない支援における母子保健と精神保健分野との連携について、必要な研修や体制について引き続き検討を行っていく。（保）保健所）